

地方税徴収に伴う諸問題 徴収懈怠も徴収しすぎもNO!

弁護士法人佐々木総合法律事務所 弁護士 佐々木 泉頭



Profile

佐々木 泉頭(ささき もとあき)氏

札幌市中央区大通西11丁目大通藤井ビル6階
弁護士法人佐々木総合法律事務所
TEL011-261-8455 FAX011-261-9188

・北海道町村会顧問
・社団法人札幌市医師会顧問
・北海道教育委員会顧問

一、首長らの損害賠償責任

自治体が行う行政サービスは増加する一方であるが、その経費に充てるための地方税徴収などの財源調達之苦労は自民党時代の小泉政権以降年々増加する一方である。

しかも徴収すべき地方税を徴収しそこねた場合には、徴収を違法に怠ったとして、首長だけではなく担当課長までもが損害賠償責任を負わされることになりかねないで、実に深刻である。

首長らの損害賠償責任が認められた住民訴訟の裁判例がある(大阪高裁平成一九年六月二十九日判決 判例地方自治三〇二号五三頁)。

この事業は、A町がゴルフ場開発会社であるB社に対して平成七年から平成一二年までの間の町税約一億五〇〇〇万円以上の徴収権を有していたが、平成一二年にA町がB社所有の土地を廃棄物処分場として約三億円

で購入し、その際に滞納町税のうち一億円は三億円の代金から徴収したが、残りの五〇〇〇万円は徴収せず、結局B社が後日経営破綻したため、徴収しそこねた約五〇〇〇万円について、町長、総務部長、税務課長が連帯してA町に対して損害賠償責任を負わされた事案である。

A町側は、代金三億円のうち一億五〇〇〇万円も差し引かれるのでは、B社が納得せず、売買契約など成立するはずはないから、一億円の徴収に留めたことに過失はないと主張したが、裁判所は①そもそも一億五〇〇〇万円の支払いを求めてA町がB社と交渉した形跡が無いこと②売買対象土地の一部しか差押えをしていなかったこと③B社が過去において何度も納税約束を反故にできたことから、残りの五〇〇〇万円の納付の約束をさせただけで、徴収しなかったことは過失ありと判断した。

この事例では徴税担当職員としては、一億五〇〇〇万円の徴収を申し入れて再三交渉したが、B社に拒絶されたためにやむなく一億円の徴収に留めたという交渉経緯をしっかりと記録に残しておくべきだったのであるが、この作業を怠ったことが悔やまれる。この事件から得られる教訓としては、徴税担当職員は、①滞納金額が高額であるのだから仮に上位に銀行等のための抵当権が付されていても差押え手続きはしておくべきであること(これによって交渉のイニシアチブを取ることが可能となる。②交渉経緯は詳細に記録しておくことの二点である。

二、徴税担当職員の責任

右のような十分徴税の機会があったにもかかわらず逃したというような事案は別にして、一般的に徴税担当職員はどこまで徴税に向けた努力

をすれば良いのであろうか。たとえば、滞納者が不動産を有している場合にはすべて差押え手続きをしておく必要があるのであらうか。この点について水戸地方裁判所平成一九年八月八日付判決の以下の判示内容が参考になる。「人員及び予算に限りがあることを前提に、徴税事務又は行政事務の全体を適正かつ効率的に遂行しなければならぬというT市における地方行政の実状に照らせば、徴収に要する労力・費用を無視してでも必ず全額を徴収すべきとする事は不可能を強いるものであるから、徴税のために実施される措置として合理的と認められる限りは、仮に当該案件に係る市税債権について差押え等が実施されることのないまま消滅時効が完成するに至ったとしても、徴税事務の監督者たる被告らに不法行為が成立することはないというべきである。(中略)少額案件にのみ該当する案件については、いずれも督促状の発付若しくは文書、電話又は訪問による催告等の徴税に向けられた措置にとられていた事実が認められ、徴税のために実施される措置として合理的と認められるに足りる程度の措置が講じられてい

たものといえる上、滞納者の所在が不明となったことが徴収不能に至った原因となっていることも何われ。」

水戸地裁は、費用対効果の考えから差押えの要否も案件ごとに考慮すべきものである旨判示し、すべての不動産について差押えをすべきである旨の原告の主張は排斥した。但し水戸地裁が不法行為の成立を認めなかった大きな理由は、職員が文書だけではなく電話、訪問によって支払いを促す努力をしていたことであるから、徴税担当者としては、文書以外にも支払いを促す努力をすること、努力の経過を記録することによって証拠化しておくことが必要と言えり。

三、過払い金パブルの次は過納金パブルか？

最高裁第一小法廷平成二二年六月三日判決(判例地方自治三三二二二三頁)は、Y市内の冷凍倉庫に対する固定資産税評価が誤って多く賦課徴収されたとして、冷凍倉庫の所有会社であるXが国家賠償法一条一項に基づき二〇年前からの過納金の請求を求めた事案について、Xの請求を認めなかった控訴審判決を破棄して名

古屋高裁に差し戻した。

一審及び控訴審は、「①固定資産の価格決定又はこれを前提とする固定資産税等の課税処分は違法がこれらの処分を当然無効ならしめるものではない場合は、当該処分が違法に取り消されない限り、同処分は違法を理由とし、過納相当額を損害とする国家賠償法に基づき損害賠償請求は許されない。②本件価格決定及びこれを前提とする本件各課税処分について、これらを無効とすべきほどに重大な内容上の過誤があるとはいい難い。」と判示してXの請求を棄却したのであるが、地方税法の趣旨を重視して大量に確定させることにより、地方自治体の財政運営の安定を図るべきであるとの考えは筆者としても誠に同意である。しかし、最高裁は違法な行政行為の効力を争う不服申立手続と違法な公権力の行使の結果生じた損害を補填する国家賠償請求は別個独立のものであるという原則論に立ち、無効とすべきほどの重大な内容上の過誤がなくとも、公務員が職務上の法的義務に違背して固定資産の価格をいし固定資産税等の税額を過大に決定したときは、不服審査手続きを経なく

ても国家賠償請求を行える旨判示した。もともと、どのような事実関係があれば、公務員の職務上の法的義務違反があったと評価しうるかについては最高裁は判断していないので、職務義務違反の行為の内容については差し戻し審の名古屋高裁の判断を待つことになる。本件では、控訴審の名古屋高裁は、「実地調査はその評価事務上の物理的、時間的な制約等を考慮すれば、必ずしもすべての固定資産について細部まで行う必要があるものではなく」と上述の水戸地裁と同様に徴税事務には一定の制約があることを前提に判示しているし、「冷凍倉庫」の概念自体についても、「一定の裁量的判断を伴う評価の概念であるとしているので、Yの職員が注意義務を尽くしていないとは判断していない。」

ただ、最高裁が国家賠償請求及び過納金二〇年間分の返還が可能であることを認めたため、全国各地で冷凍倉庫を所有している業者に対して過納金返還を呼びかける法律事務所も現れている。サラ金に対する過払い金返還が下火になりつつある現在、差戻審の名古屋高裁の判断如何によって、自治体に対する過納金返還パブルが到来するかもしれない。